

# 穴水町畑作物農業用資材費補助事業のご案内

能登野菜等の対象となる畑作物のブランド力強化を講じる認定農業者等に対して、栽培に必要な農業用資材に係る費用を支援します。

## ○補助対象者

町内において営農を行う認定農業者及び認定新規就農者であって、次の要件に該当する人が補助対象者です。

- ① 下記の対象作物を栽培する認定農業者及び認定新規就農者
- ② 審査に伴う、町の調査に同意すること。
- ③ 町税及びその他納付金を滞納していないこと。

## ○対象作物

能登野菜※、カボチャ、ミニトマト（トマト含む）、ブロッコリー、スイカ、ナス、ピーマン、タマネギ

※能登野菜とは  
能登野菜振興協議会が認定している現在18品目の野菜のことです。

## ○補助対象経費

対象作物を栽培する上で必要となる下記の農業用資材に係る購入経費です。なお、補助対象となる経費は、消費税及び地方消費税等相当額を除いた農業資材購入費です。

- 【対象となる農業用資材】
- ① 種苗
  - ② 肥料（土壌改良材を含む）
  - ③ 防虫・防草用の農薬
  - ④ 出荷用梱包資材代及びデザイン料  
（補助対象者独自の出荷用梱包用資材に限る）
  - ⑤ その他町長が認めた農業用資材



## ○補助金の額

補助率：補助対象経費の3分の1

補助限度額：1農業者（世帯）につき、20万円

（ただし、有機農業に取り組む場合は30万円）

※補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## ○申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 事業実施地区の略図
- ⑤ 注文書又は領収書（又は領収書の代わりとなる書類）の写し
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

午前8時30分から  
午後5時15分まで

【問合せ先】 穴水町 地域整備課 電話0768-52-3670

## ○申請方法

申請に必要な書類を下記、問合せ先まで提出してください。

## ○支払い

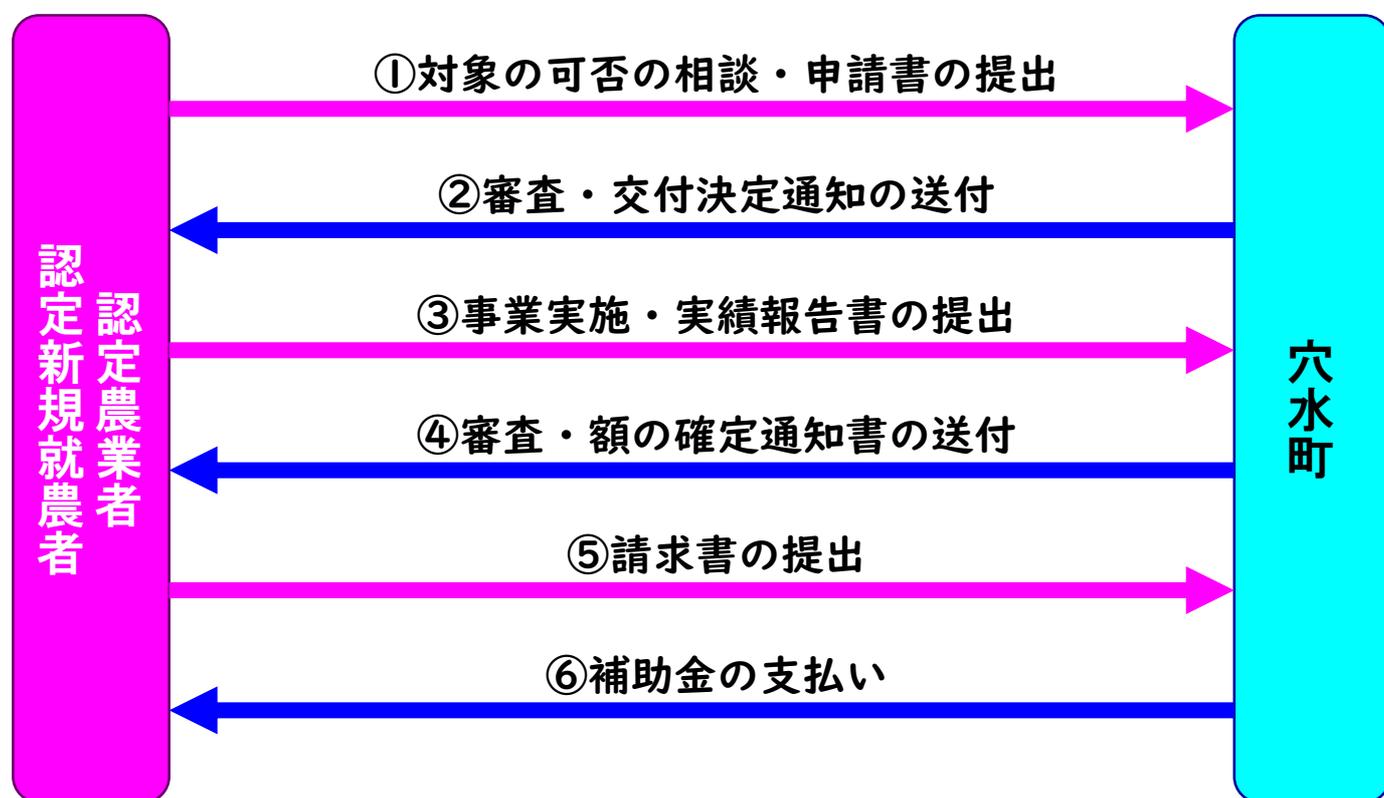
事業完了後、添付書類を添えて実績報告書を提出してください。  
後日、町から額の確定通知書が届いたら、請求書を提出してください。  
指定の口座に補助金を振り込みます。

## ○補助期間

補助事業の期間は令和7年度～令和10年度までです。



## ○手続きの流れ



## Q&A

Q1 認定農業者、認定新規就農者になるためにはどうしたらいいの？

A1 認定農業者は農業経営改善計画、認定新規就農者は青年等就農計画を町に提出して、審査を受けて認められれば認定農業者の認定を受けることができます。

Q2 対象作物の栽培時期が2月から8月の場合、申請はどうすればいいの？

A2 例えば、種苗代のみを当該年度に申請し、翌年度に肥料代分を申請するなどして、年度内に行う作業内容に応じて、申請してください。

この他、申請で分からないことがあれば、地域整備課へお問合せください。